

観光 DMP を運用した観光周遊・消費促進のためのタビマエ情報発信事業業務

委託に係るプロポーザル募集要項

1 趣 旨

熊本県では、社会全体のデジタル化の潮流や消費者の情報獲得手段がデジタル媒体へ移行していることを踏まえ、WEB・SNS等のデジタル媒体を活用し、県内を訪れる旅行者に対し、情報発信（デジタルマーケティング）を行い、観光客増・観光消費拡大に繋げる取り組みを行ってきた。広告配信したユーザーのうち、実際に来訪したのは50代の割合が高い結果となった。この結果を踏まえて、若年層（20代～30代）において、旅行先としての熊本県の認知度が低いという課題認識のもと、これまでの「タビナカ」施策に加え、新たに「タビマエ」の段階でアプローチするデジタルプロモーションを実施する。

本業務は、若年層をメインターゲットとし、本県が令和5年度に導入したデジタル広告配信やWebから集まるデータを事業横断・年度縦断で蓄積し、「見える化」を行うデータ基盤「熊本県観光 DMP（以下「県 DMP」という。）」を最大限に活用し、旅行検討段階に至るまでの態度変容を効果的に促し、観光客の満足度向上及びリピーター増加に繋げることを目的とする。

2 委託業務

(1) 委託方法

(2) 本業務の内容

別紙「観光 DMP を運用した観光周遊・消費促進のためのタビマエ情報発信事業業務委託仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年（2026年）3月13日（金）まで

(4) 委託上限額

15,620,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

※応募者の提示額は、提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額はプロポーザル実施後に別途締結する委託契約書によるものとし、応募者が提示した額とは必ずしも一致しない。

3 プロポーザルの概要

(1) 名称 観光 DMP を運用した観光周遊・消費促進のためのタビマエ情報発信事業業務委託に係るプロポーザル

(2) 課題 委託業務に関する具体的手法と実施内容に関する企画・提案

(3) 主催 公益社団法人 熊本県観光連盟

(4) スケジュール

令和7年7月31日（木） 質問書 提出期限（正午必着）

8月 7日（木） 参加表明書 提出期限（正午必着）

8月18日（月） 企画提案書 提出期限（正午必着）

8月22日（金） プレゼンテーション審査（予定）

4 参加資格

次に掲げる条件の全てを満たす法人又は、複数の法人による連合体（コンソーシアム）とする。

- (1) 企画提案書提出時点で、熊本県物品調達・業務委託契約等入札参加資格者名簿の業種「広報・広告業務」又は「催事関係業務」又は「運送業務」又は「都市計画関係調査」又は「交通関係調査」又は「市場・世論調査」又は「その他の調査」のいずれか、又は複数に記載されている者。コンソーシアム等複数の事業者で事業を実施する場合には、その代表する者が、当該名簿の業種のいずれか又は複数に記載されていること。

なお、入札参加資格者名簿の上記のいずれの業種にも掲載されていない業者が当事業へ参加希望の場合、下記(ア)、(イ)、(ウ<a>)、(ウ)及び(エ)を提出することで参加可能とする。各書類の提出は、遅くとも、企画提案書提出時まで完了させること。

ア 登記事項証明書 [1部]

法務局が提出日の3か月以内に発行した現在事項証明書の原本に限る。

イ 直近2事業年度における決算書の写し [1部]

ウ 納税証明書の原本(3か月以内に発行されたもの) [1部]

<a> 消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書

 熊本県税に未納がないことの証明書

原則として、熊本県税に未納が無いことの証明書を提出することとするが、熊本県内に本社、支店、営業所等が無い場合は、本社の所在地の都道府県が発行する都道府県税に未納が無いことの証明書を提出すること。

※東京都等「都道府県税に未納がない」という証明書が発行されない場合は、法人都道府県民税及び法人事業税・地方法人特別税についての直近の事業年度分の納税証明書を提出すること。

エ 委任状 [1部]

本店の代表者から支店、営業所等の代表者へ契約行為の権限を委任する場合に限る。様式は任意とする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更正手続開始の申立をされた者。

ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者。

- (4) 都道府県税、消費税及び地方消費税並びに熊本県及び熊本市と直接取引する本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。

- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。

- (6) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 貸金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。
- (8) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (9) コンソーシアムで参加する場合は、次の事項に注意すること。
- ア 代表団体を選出し応募に関するやり取りについては代表団体が行うこと。
 - イ 参加表明書の記名押印等については、参加者全員が行うこと。
 - ウ 一参加者一提案
- 提案については、一参加者につき一提案に限る。また、グループの構成員は他のコンソーシアムの構成員となること、又は単独で提案を行うことはできない。
- ただし、企画提案時点で単独または他コンソーシアムの構成員となっていた事業者が、事業受託事業者決定後に、他の事業者またはコンソーシアムから業務の一部を受託することは可能である。

5 質問書

募集要項や仕様書等について疑義がある場合は、必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問は質問書（様式第1号）により、電子メールで送信すること。また、必ず受信を電話で確認すること。

(2) 提出期限

令和7年7月31日（木）正午まで

(3) 提出先

末尾担当者宛に提出すること。

(4) 質問への回答

(1)の質問書に対する回答書は、電子メールで回答する。なお、回答は、参加者全員に知らせる場合がある。

6 参加表明書

参加希望者は、提出書類に必要事項を記入し、下記のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第2号）

イ 添付書類

（ア）企画提案参加者の同種業務の実績（様式第3号）

（イ）会社概要及び業務実施体制調書（様式第4号）

※様式については、提出日時点において記載すること。

（2）提出期限

令和7年8月7日（木）正午まで

（3）提出先

電子メールで提出すること。また、提出後は、送信済みの旨を必ず電話で確認すること。

（4）提出書類の配布方法

熊本県観光振興課及び（公社）熊本県観光連盟のホームページに掲載する。

7 企画提案書

（1）企画提案書

次の項目を盛り込んで作成すること。

ア 提案書（様式第5号）

イ 概要・企画コンセプト

※今回提案する企画の概要をA4版縦1枚で分かりやすく簡潔にまとめること。

ウ 企画の提案とその理由

エ 企画内容に応じたスケジュール（管理運営計画含む）

オ 本業務に携わるスタッフの役割、特長（強みなど）、実績等

カ 参考見積額

※見積書は自社様式で可とする。但し、業務項目ごとの内訳を記載すること。

キ 事業者の取組に関する申出書（様式第6号）

※必要な書類を添付すること

（2）提出部数 正本1部 副本6部

（3）提出期間

令和7年8月18日（月）正午まで

（4）受付期間

平日 午前9時～午後5時

※最終日については正午までとする。

（4）提出先及び提出方法

本文書末記の提出先に提出すること。

持参又は郵送により提出すること。電送（FAX、電子メール）による提出は受け付けない。なお、郵送の場合は提出受付期間内必着とする。

（5）注意事項

サイズは原則A4版とし、クリップ止め（テープ等で止めない）をすること。

8 応募者（参加表明書・企画提案書提出者）が多寡となった場合の措置

（1）企画提案書等提出者が6者以上となる場合は、提出を受けた企画提案書等を基に、

- 担当部局で書類審査を実施し、プレゼンテーション参加者（5者上限）を決定する。
- (2) 応募者がいなかった場合は、再度公告し、参加表明に関する書類の提出期限を延長する。この場合、必要に応じてスケジュールの変更を行うものとする。
- (3) 応募者が1者の場合でもプレゼンテーション審査を実施する。

9 受託者の選定方法

(1) プレゼンテーション審査

次のとおり、提案者によるプレゼンテーション（事業説明）を実施し、下記の評価項目に基づき最も事業効果が高いと見込まれる提案者を受託候補者として選定する。なお、基準点を下回った場合はその限りではない。

①開催日程

ア 日時

令和7年（2025年）8月22日（金）

※時間の詳細はプロポーザルの参加希望者別に別途連絡

イ 場所

熊本県庁防災センター 309会議室

ウ プレゼンテーションの持ち時間

提案を行う者1者につき30分（最初の20分で提案者による提案準備・説明、その後残り10分で審査員による質疑）を予定。

②審査方法

ア 企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき、次の審査項目について、複数人の審査員による審査を行い、結果、内容が最も優れた提案を行った者を受託候補者とする。

なお、「事業者の取組」に係る評価の基準日は、告示日（令和7年（2025年）7月25日（金））とする。

評価項目（※配点：非公表）	
1	基本事項 ・課題整理や業務内容の理解ができているか
2	業務遂行能力 ・業務遂行に十分な組織体制か ・業務スケジュールは適切か ・過去に類似業務を受託した実績があるか
3	企画提案内容 次の各項目において、より良い業務成果が見込める提案か ・タビマエにおける周遊・消費促進を図るための取組み ・観光DMPの蓄積データを活用した関心層及び無関心層への効果的な広告配信を行い、来訪に繋げる取組みとなっているか ・情報発信を行った端末の性別、年代、推定居住地情報など来訪者の傾向についての分析及び今後の熊本県の観光戦略に活かせる指標の提示
4	概算経費 ・見積額は妥当か

	・コスト削減に向けた工夫が図られているか
5	事業者の取組み（公告日現在） ・熊本県ブライト企業の認定を受けているか ・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか ・事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または④森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか ・熊本県SDGs登録制度に登録しているか ・「パートナーシップ構築宣言」の登録

イ 先に提出した企画提案書のみを使用することとし、プレゼンテーション審査時の追加資料等は受理しない。ただし、持ち込み機材による写真や動画の表示、音楽、音声を使った提案は可能とする。この場合でも、企画提案の重要な部分は企画提案書に記載することとし、写真や動画、音楽、音声類でのみ重要事項を伝えることのないよう留意すること。また、機材持ち込みの際、審査室内にコンセント以外の放映設備類は一切ないため、提案者にて適宜準備すること。なお、持ち込み機材のセッティングに係る時間は、発表時間に含めないものとする。

ウ プレゼンテーションに参加しない場合は、受託意思がないものとみなす。

エ 審査結果については、参加者に対して電子メールにて速やかに通知する。

(2) 注意事項

事業実施にあたっては、提案内容をベースとするが、詳細は協議のうえ変更する場合があります。

10 委託契約の締結

受託候補者と、企画提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に、委託上限金額の範囲内で契約を締結する。

なお、契約に際しては、仕様書、企画提案書等の内容を一部変更する場合もある。また、当該候補者として選定された者と協議が整わない場合は、次点の提案者として評価した参加者と協議のうえ、契約を締結する場合があります。

11 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。

(2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。

(3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。

(4) 企画提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

(5) 提案内容の著作権は応募者に帰属するが、受託者の選定のため、提出された提案書の写しを主催者が作成し、使用することがある。

(6) 企画提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにすること。

(7) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。

ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。

- イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他、委託者の判断で審査を行うにあたって不相当と認められるとき。
- (8) 企画審査で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること。(この場合、次順位の者と契約を締結する。)
- (9) 参加申請手続きを行った後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、参加辞退届(様式第7号)を提出すること。

【提出先、お問合せ先】

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 熊本県庁本館7階
公益社団法人 熊本県観光連盟(熊本県観光文化部観光振興課内)
担当: 木屋、冨永
TEL: 096-333-2332 FAX: 096-385-7077
メール: kiya-a@pref.kumamoto.lg.jp